

銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成26年金融庁告示第7号)として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り開示するものではありません。

本開示における「自己資本比率告示」は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)を指しております。

当社は国内基準を適用の上、2016年度末より連結及び単体の自己資本比率の算定における信用リスク計測手法を従来の「標準的手法」から「基礎的内部格付手法」に変更しております。

### 自己資本の構成に関する開示事項

#### 1. 連結自己資本比率

(単位:百万円)

項目	2015年度	経過措置による不算入額	2016年度	経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	74,459		76,225	
うち、資本金及び資本剰余金の額	52,000		52,000	
うち、利益剰余金の額	24,419		25,815	
うち、自己株式の額(△)	—		—	
うち、社外流出予定額(△)	1,959		1,590	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 62		△ 65	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	△ 62		△ 65	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	512		—	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	512		—	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	16,000		12,745	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,063		1,022	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	91,972		89,927	
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,317	1,946	1,992	1,328
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	19	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	1,297	1,946	1,992	1,328
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	1,253	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,317		3,246	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	90,655		86,680	

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	875,944		468,032	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 23,063		△ 15,640	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1,946		1,328	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 25,009		△ 16,969	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	44,644		43,840	
信用リスク・アセット調整額	-		381,818	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	920,589		893,691	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ) / (二))	9.84%		9.69%	

## 2. 単体自己資本比率

(単位:百万円)

項目	2015年度	経過措置による不算入額	2016年度	経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	74,668		76,303	
うち、資本金及び資本剰余金の額	52,000		52,000	
うち、利益剰余金の額	24,627		25,893	
うち、自己株式の額(△)	-		-	
うち、社外流出予定額(△)	1,959		1,590	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	512		-	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	512		-	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	16,000		12,745	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	91,180		89,048	
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	899	1,349	1,315	876
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	899	1,349	1,315	876
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	1,253	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	899		2,569	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	90,280		86,479	

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	872,034		470,475	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 23,660		△ 16,092	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1,349		876	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 25,009		△ 16,969	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	40,094		38,807	
信用リスク・アセット調整額	-		377,498	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	912,128		886,781	
自己資本比率				
自己資本比率((八) / (二))	9.89%		9.75%	

## 定性的な開示事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

イ. 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点

相違点はありません。

ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数 2社

- ソニーペイメントサービス株式会社(非対面取引に係るクレジットカード決済事業、非対面取引に係るその他決済サービス事業全般 等)
- SmartLink Network Hong Kong Limited(非対面取引に係るクレジットカード決済事業、非対面取引に係るその他決済サービス事業全般 等)

ハ. 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

比例連結方式を適用している金融関連法人はありません。

ニ. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

対象となる会社はありません。

ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

特段の制限はありません。

### 2. 自己資本調達手段の概要

2016年度末の自己資本調達手段は次表のとおりです。なお、普通株式の株主は、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(持株比率100%)です。

自己資本調達手段	株数、金額	概要
普通株式	620千株	
期限付劣後借入金(適格旧資本調達手段)	3,000百万円	金利ステップアップなし、期間10年(期日一括返済、2021年10月26日満期)但し5年以降の利息支払期日に期限前返済が可能
	10,000百万円	金利ステップアップなし、期間10年(期日一括返済、2023年2月1日満期)但し5年以降の利息支払期日に期限前返済が可能

### 3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率告示に基づいて算出した、2016年度末の連結自己資本比率は9.69%と、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保っております。自己資本比率算出に当たっては、信用リスクについては基礎的の内部格付手法を、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法を採用しております。

また、当社では自己資本比率による管理、評価に加えて、リスクと収益のバランスをとり十分な健全性を確保するために、「資本配賦」による管理を実施しています。これは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクに対して自己資本を割り当てた上で、それぞれのリスクの特性に応じて計測したリスク量が、その範囲に収まるよう管理を行うものです。

また、当社のリスクプロファイルや外部環境等を勘案の上、経営に対して重大な影響を及ぼし得る事象を反映したシナリオを策定してストレステストを実施しており、これにより自己資本の十分性を点検しております。

## 4. 信用リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

#### (1) 個人与信リスク

「個人与信リスク」は、個人与信先の信用状況の悪化等により、与信にかかる資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当社において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は個人与信リスクの所在と性質及びその測定・管理手法を認識した上で、個人与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

個人与信リスクは、住宅ローン、目的別ローン、カードローン、その他個人与信リスク管理が必要と認められる対顧客取引を管理の対象としております。当該対象与信は、与信審査部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また個人与信リスク所管部署では、実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取り締役に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。正常先及び要注意先（要管理先を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた倒産確率等に基づく今後1年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしております。要管理先に相当する債権については、過去の一定期間における倒産確率等に基づく今後3年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしております。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する今後3年間の予想損失額について個別貸倒引当金を計上することとしております。実質破綻先及び破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した全額について個別貸倒引当金を計上することとしております。なお、不動産担保に関しては、毎年1回評価の洗い替えを実施しております。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当をしております。

#### (2) 市場与信リスク

「市場与信リスク」は、保有する有価証券の発行体の信用状況が変化することにより有価証券の時価が変動し、損失を被るリスク、及び市場取引における契約相手の財務状況の悪化等により、契約の履行が行われなくなることで損失を被るリスクです。当社において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は、市場与信リスクの所在と性質、およびその測定・管理手法を認識した上で、市場与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

市場与信リスクにおいては、有価証券取引、円・外貨資金取引、外国為替取引、金融派生商品取引（デリバティブ）、証券化商品、及びその他リスク管理が必要と認められる市場取引から発生するリスクを管理の対象としています。市場与信リスクの管理方法は、原則として債務者格付、証券化格付に基づく与信限度額等の設定を行い、設定した限度額等の遵守状況をモニ

タリング、報告し、限度額等を超過する場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取り締役に報告しています。なお、与信審査部署が、債務者格付、証券化格付の付与を行うとともに、事業債等への投資枠の付与や証券化商品への投資可否判断において審査を行っております。

保有する有価証券については、当社が定める自己査定基準や分類方法に従い、管理を行います。

#### (3) 法人与信リスク

「法人与信リスク」は、法人与信先の信用状況の悪化等により、与信にかかる資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当社において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は法人与信リスクの所在と性質及びその測定・管理手法を認識した上で、法人与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

法人与信リスクは、シンジケートローン、貸付債権買取り及びローンパーティシペーション、当社子会社向け与信（貸出、支払承諾等）を管理の対象としております。当該対象与信は、与信審査部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また法人与信リスク所管部署では、債務者格付、証券化格付に基づく与信限度額等の設定を行い、設定した限度額等の遵守状況や実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取り締役に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。正常先及び要注意先（要管理先を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた倒産確率等に基づく今後1年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしております。要管理先に相当する債権については、過去の一定期間における倒産確率等に基づく今後3年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしております。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する今後3年間の予想損失額について個別貸倒引当金を計上することとしております。実質破綻先及び破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した全額について個別貸倒引当金を計上することとしております。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当をしております。

### ロ. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

#### (1) 使用する内部格付手法の種類

基礎的内部格付手法を採用しております。

#### (2) 内部格付手法の概要

当社の内部格付手法では、信用リスク評価の統一的な基準として、事業法人等向けエクスポージャーに対しては「事業法人等向け内部格付制度」、リテール向けエクスポージャーに対しては「リテール向け内部格付制度」の各内部格付制度を導入しています。証券化エクスポージャーに対しては信用リスクの評価体系として「証券化格付」を導入しています。

「事業法人等向け内部格付制度」及び「リテール向け内部格付制度」の適切性を維持するため、年1回以上の頻度で検証を実施し、その結果を経営会議及びリスク管理委員会に報告しております。

#### ① 内部格付制度

##### (ア) 事業法人等向け内部格付制度

「事業法人等向け内部格付制度」は、「債務者格付」及び「案件格付」から構成されております。

##### 債務者格付

「債務者格付」は、市場と信及び法人与信にかかる全ての与信先を対象とし、定量面及び定性面の両面から総合的に勘案の上、与信先の信用力を格付で区分するものです。また、「債務者格付」は、自己査定における債務者区分と整合するものとなっております。

##### ●債務者格付と債務者区分の関係

債務者格付	債務者区分	デフォルト基準	
S1	正常先	非デフォルト	
S2			
A1			
A2			
A3			
B1			
B2			
B3			
C1			
C2			
C3			
C4	デフォルト		
C5			
D			要注意先
E			要管理先
F			破綻懸念先
G	実質破綻先		
H	破綻先		

##### 案件格付

「案件格付」は、個々の案件に対し、保全の状況に応じてデフォルト時の損失可能性を勘案し評価するものです。

##### (イ) リテール向け内部格付制度

「リテール向け内部格付制度」は、商品毎(住宅ローン、カードローン、目的別ローン、投資用マンションローン)に個々の取引のリスク特性が同種のグループ(プール区分)に分類し、プール区分毎にリスクを把握し、管理する制度です。

#### ② 証券化格付

「証券化格付」は、個々の証券化商品に対し、定量面及び定性面の両面からリスク特性を確認の上、外部格付機関による評価を参照し格付で区分するものです。

#### ③ パラメータ推計

内部格付制度においては、事業法人等向けエクスポージャーでは債務者格付毎にPD(デフォルト確率)を、リテール向けエクスポージャーではプール区分毎にPD、LGD(デフォルト時損失率)及びEAD(デフォルト時エクスポージャー)を推計しております。推計された各種パラメータ(PD・LGD・EAD等)は、与信判断や信用リスクの計量化、採算管理等、銀行内部の業務運営にも活用しております。

#### ④ 内部格付制度の検証

内部格付制度の検証は、「事業法人等向け内部格付制度」、「リテール向け内部格付制度」及び「パラメータ推計」について、信用リスク管理部署が年1回以上の頻度で実施することにより、内部格付制度の正確性並びにその一貫性の確保及び適切な見直しを行うことを目的としております。

## 八. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

当社では、信用リスク・アセットの額の算出にあたり原則として基礎的内部格付手法を適用することとしておりますが、金額が僅少であり、信用リスク管理の観点から重要性が低いと判断される一部の資産及び連結子会社については例外的に標準的手法を適用しています。いずれも自己資本比率を算出する上では、重要な影響を与えるものではありません。

標準的手法を適用している連結子会社としては、ソニーペイメントサービス株式会社及びSmartLink Network Hong Kong Limitedがあります。

#### ① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当社では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施していません。

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)、フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)。

## 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社における貸出エクスポージャーは、住宅ローン、目的別ローン、カードローンの個人向け貸出(ローン)、及びシンジケートローンを中心とした法人向け貸出であり、十分な分散が図られております。住宅ローンでは不動産担保を取得し保全を確保のうえ、更に債権回収会社(サービサー)へ回収業務を委託することにより、回収の実効性を高めております。なお、住宅ローンでは、一部提携先の保証を取得しているものがありますが、過度の集中はございません。

有価証券の信用リスクを削減する手法として、クレジット・デリバティブを取扱う場合があります。なお、クレジット・デリバティブ取引は、内部格付に基づく与信限度額管理の枠組に含め、特定の提供者に偏ることのないように管理することとしております。また、派生商品取引について、法的に有効なネットティング契約を用いるにあたっては、ISDAマスター契約を締結する上で、かかる法的有効性について確認を行っております。

## 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社では、市場リスクの適切な管理を行うことを主な目的として、派生商品取引を取り扱っております。派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、日次で取引評価損益、及び市場リスク量の算出を行っています。当社全体の市場リスク量は、予想最大損失額 (Value at Risk) を用いて一元的に管理し、そのリスク量に限度額を設けることにより、リスク量が適切な範囲内に収まるように管理しております。

また、信用リスクへの対応は、取引先の内部格付に基づく与信限度額管理の枠組を含め、管理を行っております。なお、担保による保全及び引当金の算定は行っておりません。また、万一当社の信用力の悪化により、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分に保有しており、影響は限定的であります。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

## 7. 証券化エクスポージャーに関する事項

### イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当社では、投資可能な証券化エクスポージャーの定義を明確にし、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報等を把握することで、適切なリスク管理に努める方針としております。

証券化エクスポージャーは市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに加え、裏付けとなる原資産のデフォルト・リスクや回収リスク等の原資産のポートフォリオに関するリスクに晒されています。また、オリジネーターのリスクや商品のストラクチャーに関するリスクが存在します。

### ロ. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当社は、裏付けとなる資産内容、クレジット・イベントの内容等のストラクチャーの分析、原資産ポートフォリオの運営・管理を行うオリジネーター・マネージャー等の運用状況等について、案件ごとに分析を行っております。また、取引金融機関や格付機関等の外部機関から、包括的なリスク特性に係る情報や裏付資産のパフォーマンス情報等を継続的に入手し、構造上の特性を含め、定期的モニタリングを行っております。なお、自己資本比率告示第1条第2号の2イまたはロの規定により再証券化取引から除かれる証券化エクスポージャーの保有はありません。

### ハ. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当社は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いております。

### ニ. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当社は、外部格付準拠方式を採用しております。

### ホ. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当社は、自己資本比率告示第27条に基づき、自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

### ヘ. 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

連結グループによる当該取引はありません。

### ト. 連結グループの子法人等及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

連結グループの子法人等及び関連法人等による、証券化エクスポージャーの保有はありません。

### チ. 証券化取引に関する会計方針

当社は、証券化取引については、金融商品会計基準等に準拠し、適切に会計処理を行っております。

### リ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当社では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。

株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)、フィッチ・レーティングス・リミテッド (Fitch)。

### ヌ. 内部評価方式を用いている場合には、その概要

当社は、内部評価方式を用いております。

### ル. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

## 8. マーケット・リスクに関する事項

当社は、自己資本比率告示第27条に基づき、自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

## 9. オペレーショナル・リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、事務管理上の不具合に関連して生じる過失、不正、トラブル等によって当社が有形無形の損失を被る「事務リスク」、システムに関連して生じるトラブル、損壊、不正利用、情報流出等によって当社が損失を被る「システムリスク」、業務委託先の業務管理や情報管理が不適切であること、委託契約の継続が困難になること等により損失を被る「業務委託リスク」、法令違反の行為または契約上の問題等により損失を被る「法務リスク」、社会倫理性に反する行為、不公正な取引、不適切な情報開示等に基づき市場や顧客の間における会社の評判が悪化することにより損失を被る「風評リスク」、社員等における人事運営上の不公平、不公正、差別的行為から生じる損失、損害等により会社が損失を被る「人的リスク」を、オペレーショナル・リスクと捉えています。各々のリスク所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は、リスクの所在と性質、及びその測定・管理手法を認識した上で、リスク管理に関する基本方針の策定と、適切なリスク管理体制の構築を行います。

リスク所管部署は、所管するリスクのモニタリングを実施し、重大なリスクが顕在化した場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取り締めに報告しています。

### ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当社は基礎的手法を採用しております。

## 10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにおいては、政策保有株式を保有しております。政策保有株式については、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の制定する「政策保有株式に関するグループ基本方針」に基づいた適正な運用・管理を行っております。

## 11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動により損失を被るリスクです。当社においては、定期的な評価、計測を行い、適宜対策を講じる態勢としております。

具体的には、バーゼルⅢで計測する金利リスクの管理、評価に加えて、金利感応度(BPV、GPS)分析、一定の金利ショックを想定した銀行勘定の金利リスク量の把握、予想最大損失額(Value at Risk)の計測等を、定期的実施し、経営陣への報告をすると共に、リスク管理委員会ならびにALM委員会と協議検討する等して、資産、負債構成の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### ロ. 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクは、資産、負債のうち、市場金利変動の影響を受けるもの(例えば貸出金、預金、有価証券等)が、金利ショックにより損失を被るリスクです。なお、流動性預金については明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金ですが、このうち引き出されることなく長期間金融機関に滞留する部分をコア預金と定義し、残高や満期を想定した上で、金利リスクを算定しています。

当社では、バーゼルⅢにおける銀行勘定の金利リスクを、以下の定義に基づき算定しております。

#### ● 計測方法

GPS計算方式

#### ● 金利感応資産・負債

預金、貸出金、外国為替、有価証券、資金取引、金融派生商品

#### ● コア預金

対象：日本円流動性預金(普通預金)

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、のうち最小の額を採用

満期：5年以内(平均2.5年)

#### ● 期限前返済

住宅ローンについて、過去の実績に基づき期限前返済比率を算出し、それを加味したキャッシュ・フローを生成

#### ● 金利ショック幅

過去5年の観測期間で計測される保有期間1年の金利変動の、99%タイルまたは1%タイル値

## 定量的な開示事項〔連結〕

### 1. その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

### 2. 自己資本の充実度に関する事項

#### (1) 所要自己資本の額

項目	2016年度
標準的手法が適用されるエクスポージャー	774
適用除外資産	774
段階的適用資産	—
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	31,477
事業法人等向けエクスポージャー	7,899
事業法人向け(特定貸付債権を除く)	4,086
特定貸付債権	—
中堅中小企業向け	—
ソブリン向け	626
金融機関等向け	3,187
リテール向けエクスポージャー	19,404
居住用不動産向け	14,888
適格リボルビング型リテール向け	—
その他リテール向け	4,516
株式等	3
PD/LGD方式	—
マーケット・ベース方式(簡易手法)	3
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)	—
経過措置適用分	—
みなし計算(ファンド等)	3,338
証券化	90
購入債権	420
その他資産等	320
CVAリスク相当額	59
中央清算機関関連エクスポージャー	3
リスク・ウェイト100%を適用するエクスポージャー	70
リスク・ウェイト250%を適用するエクスポージャー	8,640
リスク・ウェイト1250%を適用するエクスポージャー	—
調整項目に相当するエクスポージャー(△)	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	1,357
信用リスク 計(A)	39,668
オペレーショナル・リスク 計(B)	3,507
<b>合計 (A)+(B)</b>	<b>43,175</b>

(注) 1. 信用リスクの所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×1.06×8%+期待損失額」により算出しております。ただし、標準的手法が適用されるエクスポージャーについては、「信用リスク・アセットの額×8%」により算出しております。  
 2. オペレーショナル・リスクの所要自己資本の額は、「オペレーショナル・リスク相当額÷8%×8%」により算出しております。  
 3. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。



## (2) 連結総所要自己資本額

(単位:百万円)

	2016年度
連結総所要自己資本額(国内基準)(リスク・アセット額×4%)	35,747

(注) 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## 3. 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

## (1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高(種類別、地域別、業種・取引相手別、残存期間別)

(単位:百万円)

種類別	2016年度				
		信用リスク・エクスポージャー			うち3ヵ月以上延滞またはデフォルトしたエクスポージャー
		うち貸出金	うち債券	うちデリバティブ	
標準的手法が適用されるポートフォリオ	20,613	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	2,427,796	1,540,336	494,524	4,221	3,022
種類別計	2,448,409	1,540,336	494,524	4,221	3,022
地域別					
国内	2,280,741	1,537,784	331,618	3,753	3,022
国外	167,668	2,552	162,906	468	—
地域別計	2,448,409	1,540,336	494,524	4,221	3,022
業種別・取引相手別					
法人	418,996	67,534	270,027	4,217	—
ソブリン	548,243	1,523	224,497	—	—
個人	1,481,170	1,471,279	—	4	3,022
業種別・取引相手別計	2,448,409	1,540,336	494,524	4,221	3,022
残存期間別					
1年以下	509,856	15,714	103,310	498	4
1年超3年以下	145,292	23,088	121,245	284	—
3年超5年以下	182,718	27,464	154,445	809	3
5年超7年以下	63,239	25,254	35,386	2,599	—
7年超10年以下	57,528	44,848	12,649	31	151
10年超	1,453,308	1,385,819	67,489	—	2,761
期間の定めのないもの	36,468	18,149	—	—	101
残存期間別計	2,448,409	1,540,336	494,524	4,221	3,022

(注) 1. 「信用リスク・エクスポージャー」には、株式等エクスポージャー、証券化エクスポージャー、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及びCVAリスクに係るエクスポージャーを含んでおりません。

2. 「デフォルトしたエクスポージャー」には、内部格付手法を適用したエクスポージャーのうち、与信先の債務者区分が「要管理先」以下であるものを計上しております。

3. 信用リスクに関するエクスポージャーについて、期末残高はその期のリスク・ポジションから大幅に乖離しておりません。

4. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## (2) 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金並びに特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2015年度			2016年度		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	595	△82	512	512	△73	438
個別貸倒引当金	559	△35	523	523	9	532
法人	—	—	—	—	—	—
個人	559	△35	523	523	9	532
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
<b>合計</b>	<b>1,154</b>	<b>△118</b>	<b>1,035</b>	<b>1,035</b>	<b>△64</b>	<b>971</b>

(注) 1. 個別貸倒引当金については、すべて国内業務から発生したものです。  
2. 一般貸倒引当金については、地域、業種別の算定を行っておりません。

## (3) 業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	2015年度	2016年度
貸出金償却	0	0
法人	—	—
個人	0	0

## (4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについてリスク・ウェイトの区分ごとの残高

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	2016年度	
	格付あり	格付なし
0%	—	49
10%	—	—
20%	9,803	3,553
35%	—	—
50%	757	—
75%	—	14
100%	—	5,859
150%	—	—
250%	—	574
1250%	—	—
<b>合計</b>	<b>10,561</b>	<b>10,051</b>

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## (5) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごとの残高

該当ありません。

## (6) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高

(単位:百万円)

区分	リスク・ウェイト	2016年度
上場	300%	—
非上場	400%	9
<b>合計</b>		<b>9</b>

(注) 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## (7) 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項

1) 事業法人向け、ソブリン向け、金融機関等向けエクスポージャー及びPD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーに係る債務者格付別パラメータ等

(単位:百万円)

債務者格付	2016年度					
	債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
事業法人向け		0.14%	32.88%	18.88%	161,673	84,964
上位格付	正常先	0.05%	46.28%	24.79%	123,554	675
中位格付	正常先	0.10%	19.12%	11.63%	37,418	84,289
下位格付	要注意先	24.50%	45.00%	231.96%	700	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
ソブリン向け		0.00%	45.00%	1.31%	411,108	147,695
上位格付	正常先	0.00%	45.00%	1.15%	409,606	147,695
中位格付	正常先	0.15%	45.00%	58.51%	1,501	—
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
金融機関等向け		0.06%	40.02%	21.40%	152,122	21,392
上位格付	正常先	0.05%	39.82%	20.83%	140,604	20,438
中位格付	正常先	0.08%	42.59%	28.65%	11,517	953
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
PD/LGD方式を適用する株式等		—	—	—	—	—
上位格付	正常先	—	—	—	—	—
中位格付	正常先	—	—	—	—	—
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—

(注) 1. 「上位格付」とはS格とA格、「中位格付」とはB格とC格、「下位格付」とはD格、「デフォルト」とは格付区分E格以下としております。  
 2. パラメータ推計値やリスク・ウェイトには、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。  
 3. 「リスク・ウェイト加重平均値」は1.06のスケールリングファクターを乗じる前の信用リスク・アセットの額を基に算出しております。  
 4. オフ・バランス資産項目のEADは、CCF(与信換算掛目)適用後の数値を使用しています。  
 5. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該数値を算出しておりません。

## 2) 居住用不動産向け、適格リボルビング型リテール向け及びその他リテール向けエクスポージャーに係るプール区分別パラメータ等

(単位:百万円)

プール区分	2016年度						
	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	Eldefault 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント未引出額 掛目 加重平均値
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	
居住用不動産向け エクスポージャー	0.58%	20.91%	—	11.72%	1,321,281	—	—
非延滞	0.34%	20.89%	—	11.67%	1,318,120	—	—
延滞	84.59%	21.09%	—	38.48%	240	—	—
デフォルト	100.00%	27.47%	25.13%	29.31%	2,921	—	—
適格リボルビング型 リテール向けエクスポ ージャー	—	—	—	—	—	—	—
非延滞	—	—	—	—	—	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—
その他リテール向け エクスポージャー(事業性)	0.94%	100.00%	—	97.88%	131,826	—	—
非延滞	0.94%	100.00%	—	97.88%	131,826	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—
その他リテール向け エクスポージャー (非事業性)	10.43%	100.00%	—	149.82%	18,171	9,886	20,375
非延滞	9.96%	100.00%	—	150.01%	17,980	9,882	20,359
延滞	51.67%	100.00%	—	255.44%	92	0	5
デフォルト	100.00%	100.00%	—	0.00%	97	3	10

(注) 1. 「リスク・ウェイト加重平均値」は1.06のスケールリングファクターを乗じる前の信用リスク・アセットの額を基に算出しております。

2. オフ・バランス資産項目のEADは、CCF(与信換算掛目)適用後の数値を使用しています。

3. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## (8) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向け及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失額の実績値と過去の実績値との対比

(単位:百万円)

	2016年度
事業法人向け	—
ソブリン向け	—
金融機関等向け	—
PD/LGD方式を適用する株式等	—
居住用不動産向け	558
適格リボルビング型リテール向け	—
その他リテール向け	46
<b>合計</b>	<b>604</b>

(注) 1. 資産区分毎の損失額の実績値は、以下を合計した額としております。

・部分直接償却額、個別貸倒引当金及び要管理先に対する一般貸倒引当金の期末残高

・過去1年間に発生した直接償却額及び貸出債権売却等による損失

2. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

(9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向け及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

(単位:百万円)

	2016年度		
	損失額の推計値(A)	損失額の実績値(B)	対比(B)-(A)
事業法人向け	138	—	△ 138
ソブリン向け	6	—	△ 6
金融機関等向け	41	—	△ 41
PD/LGD方式を適用する株式等	—	—	—
居住用不動産向け	1,760	558	△ 1,202
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—
その他リテール向け	246	46	△ 200
<b>合計</b>	<b>2,193</b>	<b>604</b>	<b>△ 1,589</b>

(注) 損失額の推計値について、2015年度は標準的手法を採用しており、適切性・正確性の観点から、2016年度の推計値を参考値として記載しております。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

##### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	2016年度			
	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	89,096	—	178,029	—
事業法人向け	70,000	—	1,118	—
ソブリン向け	—	—	16,853	—
金融機関等向け	19,096	—	10,993	—
居住用不動産向け	—	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—	—
その他リテール向け	—	—	149,065	—
<b>合計</b>	<b>89,096</b>	<b>—</b>	<b>178,029</b>	<b>—</b>

(注) 1. エクスポージャーの額については、信用リスク削減手法の効果が勘案された額を記載しております。また、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額を記載しております。  
 2. 適格資産担保(不動産、債権担保、その他資産)、貸出金と自行預金の相殺については、信用リスク削減手法の効果を勘案しておりません。  
 3. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### (1) 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

### (2) 与信相当額

(単位:百万円)

	2015年度	2016年度
グロス再構築コストの額	1,505	1,890
グロスのアドオンの額	4,699	4,396
グロスの与信相当額	6,204	6,287
(i) 外国為替関連取引	2,151	1,343
(ii) 金利関連取引	4,053	4,944
(iii) 金関連取引	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—
一括清算ネットイング契約による与信相当額削減効果(△)	3,787	2,608
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	2,418	3,678
担保の額	—	262
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	2,418	3,416

(注) 1. グロス再構築コストは、0を下回らないものに限っております。

2. グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額は、上表の「一括清算ネットイング契約による与信相当額削減効果」に表示した額です。

3. 2016年度より、派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法を実施しております。

### (3) クレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) オリジネーターである場合の信用リスク・アセット算出対象となる証券化エクスポージャー

該当ありません。

### (2) 投資家である場合の信用リスク・アセット算出対象となる証券化エクスポージャー

#### 1) 主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2016年度
証券化エクスポージャーの額	15,193
法人等向け	14,620
中小企業等・個人向け	573
抵当権付住宅ローン	—

(注) 1. 再証券化エクスポージャーに該当する取引は保有しておりません。

2. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## 2) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	2016年度	
	エクスポージャー残高	所要自己資本の額
20%以下	15,193	90
20%超50%以下	—	—
50%超100%以下	—	—
100%超250%以下	—	—
250%超650%以下	—	—
650%超1250%未満	—	—
1250%	—	—
<b>合計</b>	<b>15,193</b>	<b>90</b>

(注) 1. 再証券化エクスポージャーに該当する取引は保有しておりません。  
 2. 所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×1.06×8%」により算出しております。  
 3. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## (3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

## (4) 再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

## (5) オリジネーターである場合のマーケット・リスク相当額算出対象となる証券化エクスポージャー

該当ありません。

## (6) 投資家である場合のマーケット・リスク相当額算出対象となる証券化エクスポージャー

該当ありません。

## 7. マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

## 8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

## (1) 連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	2015年度		2016年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	—	—	—	—
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	—	—	9	

## (2) 売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません。

## (3) 連結貸借対象表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

## (4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

## (5) 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

(単位:百万円)

区分	2016年度
PD/LGD方式	—
マーケット・ベース方式(簡易手法)	9
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)	—
<b>合計</b>	<b>9</b>

(注) 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## 9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

(単位:百万円)

区分	2016年度
ルックスルー方式	111,338
単純過半数方式	—
運用基準方式	—
簡便方式(リスク・ウェイト400%)	—
簡便方式(リスク・ウェイト1250%)	—
<b>合計</b>	<b>111,338</b>

(注) 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## 10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	金利リスク量	
	2015年度	2016年度
金利ショックに対する経済価値の減少額	686	1,579
日本円	312	1,208
アメリカ・ドル	293	305
その他	80	65
アウトライヤー比率	0.7%	1.8%

(注) 1. 定性的な開示事項の、11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項(P.64)に記載の算定手法に基づいて、金利ショックに対する経済価値の減少額を計測しています。  
 2. 連結子会社の金利リスクは僅少であるため、諸計数を単体ベースで管理しております。



## 定量的な開示事項〔単体〕

### 1. 自己資本の充実度に関する事項

#### (1) 所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	2016年度
標準的手法が適用されるエクスポージャー	290
適用除外資産	290
段階的適用資産	—
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	32,170
事業法人等向けエクスポージャー	7,899
事業法人向け(特定貸付債権を除く)	4,086
特定貸付債権	—
中堅中小企業向け	—
ソブリン向け	626
金融機関等向け	3,187
リテール向けエクスポージャー	19,404
居住用不動産向け	14,888
適格リボルビング型リテール向け	—
その他リテール向け	4,516
株式等	695
PD/LGD方式	—
マーケット・ベース方式(簡易手法)	695
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)	—
経過措置適用分	—
みなし計算(ファンド等)	3,338
証券化	90
購入債権	420
その他資産等	320
CVAリスク相当額	59
中央清算機関関連エクスポージャー	3
リスク・ウェイト100%を適用するエクスポージャー	70
リスク・ウェイト250%を適用するエクスポージャー	8,628
リスク・ウェイト1250%を適用するエクスポージャー	—
調整項目に相当するエクスポージャー(△)	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	1,357
信用リスク 計(A)	39,863
オペレーショナル・リスク 計(B)	3,104
<b>合計 (A)+(B)</b>	<b>42,968</b>

(注) 1. 信用リスクの所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×1.06×8%+期待損失額」により算出しております。ただし、標準的手法が適用されるエクスポージャーについては、「信用リスク・アセットの額×8%」により算出しております。  
 2. オペレーショナル・リスクの所要自己資本の額は、「オペレーショナル・リスク相当額÷8%×8%」により算出しております。  
 3. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

#### (2) 総所要自己資本額

(単位:百万円)

	2016年度
総所要自己資本額(国内基準)(リスク・アセット額×4%)	35,471

## 2. 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

### (1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高(種類別、地域別、業種・取引相手別、残存期間別)

(単位:百万円)

種類別	2016年度				
	信用リスク・エクスポージャー				うち3ヵ月以上延滞またはデフォルトしたエクスポージャー
	うち貸出金	うち債券	うちデリバティブ		
標準的手法が適用されるポートフォリオ	4,032	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	2,427,736	1,540,336	494,524	4,221	3,022
種類別計	2,431,768	1,540,336	494,524	4,221	3,022
地域別					
国内	2,264,100	1,537,784	331,618	3,753	3,022
国外	167,668	2,552	162,906	468	—
地域別計	2,431,768	1,540,336	494,524	4,221	3,022
業種別・取引相手別					
法人	402,355	67,534	270,027	4,217	—
ソブリン	548,243	1,523	224,497	—	—
個人	1,481,170	1,471,279	—	4	3,022
業種別・取引相手別計	2,431,768	1,540,336	494,524	4,221	3,022
残存期間別					
1年以下	493,276	15,714	103,310	498	4
1年超3年以下	145,292	23,088	121,245	284	—
3年超5年以下	182,718	27,464	154,445	809	3
5年超7年以下	63,239	25,254	35,386	2,599	—
7年超10年以下	57,528	44,848	12,649	31	151
10年超	1,453,308	1,385,819	67,489	—	2,761
期間の定めのないもの	36,407	18,149	—	—	101
残存期間別計	2,431,768	1,540,336	494,524	4,221	3,022

(注) 1. 「信用リスク・エクスポージャー」には、株式等エクスポージャー、証券化エクスポージャー、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及びCVAリスクに係るエクスポージャーを含んでおりません。

2. 「デフォルトしたエクスポージャー」には、内部格付手法を適用したエクスポージャーのうち、与信先の債務者区分が「要管理先」以下であるものを計上しております。

3. 信用リスクに関するエクスポージャーについて、期末残高はその期のリスク・ポジションから大幅に乖離しておりません。

4. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

### (2) 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金並びに特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2015年度			2016年度		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	595	△82	512	512	△73	438
個別貸倒引当金	559	△35	523	523	9	532
法人	—	—	—	—	—	—
個人	559	△35	523	523	9	532
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	1,154	△118	1,035	1,035	△64	971

(注) 1. 個別貸倒引当金については、すべて国内業務から発生したものです。

2. 一般貸倒引当金については、地域、業種別の算定を行っておりません。

## (3) 業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	2015年度	2016年度
貸出金償却	0	0
法人	—	—
個人	0	0

## (4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについてリスク・ウェイトの区分ごとの残高

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	2016年度	
	格付あり	格付なし
0%	—	49
10%	—	—
20%	—	440
35%	—	—
50%	—	—
75%	—	14
100%	—	3,527
150%	—	—
250%	—	—
1250%	—	—
<b>合計</b>	—	<b>4,032</b>

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## (5) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごとの残高

該当ありません。

## (6) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高

(単位:百万円)

区分	リスク・ウェイト	2016年度
上場	300%	—
非上場	400%	2,050
<b>合計</b>		<b>2,050</b>

(注) 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## (7) 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項

1) 事業法人向け、ソブリン向け、金融機関等向けエクスポージャー及びPD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーに係る債務者格付別パラメータ等

(単位:百万円)

債務者格付	2016年度					
	債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
事業法人向け		0.14%	32.88%	18.88%	161,673	84,964
上位格付	正常先	0.05%	46.28%	24.79%	123,554	675
中位格付	正常先	0.10%	19.12%	11.63%	37,418	84,289
下位格付	要注意先	24.50%	45.00%	231.96%	700	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
ソブリン向け		0.00%	45.00%	1.31%	411,108	147,695
上位格付	正常先	0.00%	45.00%	1.15%	409,606	147,695
中位格付	正常先	0.15%	45.00%	58.51%	1,501	—
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
金融機関等向け		0.06%	40.02%	21.40%	152,122	21,392
上位格付	正常先	0.05%	39.82%	20.83%	140,604	20,438
中位格付	正常先	0.08%	42.59%	28.65%	11,517	953
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
PD/LGD方式を適用する株式等		—	—	—	—	—
上位格付	正常先	—	—	—	—	—
中位格付	正常先	—	—	—	—	—
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—

(注) 1. 「上位格付」とはS格とA格、「中位格付」とはB格とC格、「下位格付」とはD格、「デフォルト」とは格付区分E格以下としております。  
 2. パラメータ推計値やリスク・ウェイトには、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。  
 3. 「リスク・ウェイト加重平均値」は1.06のスケールリングファクターを乗じる前の信用リスク・アセットの額を基に算出しております。  
 4. オフ・バランス資産項目のEADは、CCF(与信換算掛目)適用後の数値を使用しています。  
 5. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該数値を算出しておりません。

## 2) 居住用不動産向け、適格リボルビング型リテール向け及びその他リテール向けエクスポージャーに係るプール区分別パラメータ等

(単位:百万円)

プール区分	2016年度							コミットメント未引出額	
	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	Eldefault 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD		掛目 加重平均値		
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			
居住用不動産向け エクスポージャー	0.58%	20.91%	—	11.72%	1,321,281	—	—	—	
非延滞	0.34%	20.89%	—	11.67%	1,318,120	—	—	—	
延滞	84.59%	21.09%	—	38.48%	240	—	—	—	
デフォルト	100.00%	27.47%	25.13%	29.31%	2,921	—	—	—	
適格リボルビング型 リテール向け エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	
非延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他リテール向けエク スポージャー(事業性)	0.94%	100.00%	—	97.88%	131,826	—	—	—	
非延滞	0.94%	100.00%	—	97.88%	131,826	—	—	—	
延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	
デフォルト	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他リテール向け エクスポージャー (非事業性)	10.43%	100.00%	—	149.82%	18,171	9,886	20,375	48.52%	
非延滞	9.96%	100.00%	—	150.01%	17,980	9,882	20,359	48.54%	
延滞	51.67%	100.00%	—	255.44%	92	0	5	5.00%	
デフォルト	100.00%	100.00%	—	0.00%	97	3	10	34.97%	

(注) 1. 「リスク・ウェイト加重平均値」は1.06のスケールリングファクターを乗じる前の信用リスク・アセットの額を基に算出しております。  
 2. オフ・バランス資産項目のEADは、CCF(与信換算掛目)適用後の数値を使用しています。  
 3. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## (8) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向け及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失額の実績値と過去の実績値との対比

(単位:百万円)

	2016年度
事業法人向け	—
ソブリン向け	—
金融機関等向け	—
PD/LGD方式を適用する株式等	—
居住用不動産向け	558
適格リボルビング型リテール向け	—
その他リテール向け	46
<b>合計</b>	<b>604</b>

(注) 1. 資産区分毎の損失額の実績値は、以下を合計した額としております。  
 ・部分直接償却額、個別貸倒引当金及び要管理先に対する一般貸倒引当金の期末残高  
 ・過去1年間に発生した直接償却額及び貸出債権売却等による損失  
 2. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

(9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向け及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

(単位:百万円)

	2016年度		
	損失額の推計値(A)	損失額の実績値(B)	対比(B)-(A)
事業法人向け	138	—	△ 138
ソブリン向け	6	—	△ 6
金融機関等向け	41	—	△ 41
PD/LGD方式を適用する株式等	—	—	—
居住用不動産向け	1,760	558	△ 1,202
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—
その他リテール向け	246	46	△ 200
<b>合計</b>	<b>2,193</b>	<b>604</b>	<b>△ 1,589</b>

(注) 損失額の推計値について、2015年度は標準的手法を採用しており、適切性・正確性の観点から、2016年度の推計値を参考値として記載しております。

### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	2016年度			
	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	89,096	—	178,029	—
事業法人向け	70,000	—	1,118	—
ソブリン向け	—	—	16,853	—
金融機関等向け	19,096	—	10,993	—
居住用不動産向け	—	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—	—
その他リテール向け	—	—	149,065	—
<b>合計</b>	<b>89,096</b>	<b>—</b>	<b>178,029</b>	<b>—</b>

(注) 1. エクスポージャーの額については、信用リスク削減手法の効果が勘案された額を記載しております。また、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額を記載しております。  
2. 適格資産担保(不動産、債権担保、その他資産)、貸出金と自行預金の相殺については、信用リスク削減手法の効果を勘案しておりません。  
3. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

### 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

#### (1) 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

(2) 与信相当額

(単位:百万円)

	2015年度	2016年度
グロス再構築コストの額	1,505	1,890
グロスのアドオンの額	4,699	4,396
グロスの与信相当額	6,204	6,287
(i) 外国為替関連取引	2,151	1,343
(ii) 金利関連取引	4,053	4,944
(iii) 金関連取引	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	3,787	2,608
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	2,418	3,678
担保の額	—	262
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	2,418	3,416

(注) 1. グロス再構築コストは、0を下回らないものに限っております。  
 2. グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額は、上表の「一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果」に表示した額です。  
 3. 2016年度より、派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法を実施しております。

(3) クレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターである場合の信用リスク・アセット算出対象となる証券化エクスポージャー

該当ありません。

(2) 投資家である場合の信用リスク・アセット算出対象となる証券化エクスポージャー

1) 主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2016年度
証券化エクスポージャーの額	15,193
法人等向け	14,620
中小企業等・個人向け	573
抵当権付住宅ローン	—

(注) 1. 再証券化エクスポージャーに該当する取引は保有しておりません。  
 2. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

2) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	2016年度	
	エクスポージャー残高	所要自己資本の額
20%以下	15,193	90
20%超50%以下	—	—
50%超100%以下	—	—
100%超250%以下	—	—
250%超650%以下	—	—
650%超1250%未満	—	—
1250%	—	—
合計	15,193	90

(注) 1. 再証券化エクスポージャーに該当する取引は保有しておりません。  
 2. 所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×1.06×8%」により算出してあります。  
 3. 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

- (3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- (4) 再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳  
該当ありません。
- (5) オリジネーターである場合のマーケット・リスク相当額算出対象となる証券化エクスポージャー  
該当ありません。
- (6) 投資家である場合のマーケット・リスク相当額算出対象となる証券化エクスポージャー  
該当ありません。

## 6. マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

## 7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### (1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	2015年度		2016年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	—	—	—	—
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等 又は株式等エクスポージャー	—	—	2,050	

### (2) 売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません。

### (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

### (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

### (5) 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

(単位:百万円)

区分	2016年度
PD/LGD方式	—
マーケット・ベース方式(簡易手法)	2,050
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)	—
<b>合計</b>	<b>2,050</b>

(注) 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。



## 8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

(単位:百万円)

区分	2016年度
ルックスルー方式	111,338
単純過半数方式	—
運用基準方式	—
簡便方式(リスク・ウェイト400%)	—
簡便方式(リスク・ウェイト1250%)	—
<b>合計</b>	<b>111,338</b>

(注) 2015年度は、標準的手法を採用しているため、当該計数を算出しておりません。

## 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	金利リスク量	
	2015年度	2016年度
金利ショックに対する経済価値の減少額	686	1,579
日本円	312	1,208
アメリカ・ドル	293	305
その他	80	65
アウトライヤー比率	0.7%	1.8%

(注) 定性的な開示事項の、11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項(P.64)に記載の算定手法に基づいて、金利ショックに対する経済価値の減少額を計測しています。

## 報酬等に関する開示事項

### 1. 当社(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

#### (1) 「対象役職員の範囲」

「銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日金融庁告示第21号)に規定されている開示の対象となる「対象役員」および「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりです。

#### イ. 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役及び監査役です。

なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役および監査役に対しては、原則として報酬を支給しないものとしています。

#### ロ. 「対象従業員等」の範囲

「対象役員」以外の当社の役員および従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、高額の報酬等を受ける者で、当社又は主要な連結子会社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として開示の対象としています。この基準において「対象従業員等」に該当する者はありません。

#### a. 「主要な連結子法人等」の範囲について

「主要な連結子法人等」とは、ソニーペイメントサービス株式会社及びSmartLink Network Hong Kong Limitedが該当します。

#### b. 「高額の報酬等を受ける者」の範囲について

当社では、当社の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員(直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。)であって、当社又は主要な連結子法人等から対象役員が一年間に受領する報酬

の平均額を上回る報酬等を受ける者を「高額な報酬等を受ける者」と選定しています。なお、対象役員が受ける報酬等については、2017年3月期に退任した役員は、退任前の報酬月額を退任後の月も2017年3月末まで支払い続けたものとし、2017年3月期に新任となった役員は、就任後の報酬月額を2017年3月期初から就任前の月も支払ったこととして、各人の想定年間報酬を計算しています。

### c. 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲について

その者が通常行う取引や管理する事項が、当社、当社グループ、主要な連結子法人等の業務に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

## (2) 対象役職員の報酬等の決定について

### イ. 対象役員の報酬等の決定について

当社は、「報酬等諮問委員会規程」を定め、取締役会の決議により選任された者をもって構成される「報酬等諮問委員会」を設けています。2017年3月期において、「報酬等諮問委員会」は、4名の取締役によって構成されました。構成員には、業務執行を行わない取締役（無報酬）2名が含まれており、「報酬等諮問委員会」が業務執行部門から独立して監視・けん制機能を発揮するための措置がとられています。

「報酬等諮問委員会」は、必要の都度、当社及び子会社の取締役会から諮問を受け、審議結果をそれぞれの取締役会に答申しています。

また、監査役の個人別報酬等については、監査役の協議により決定しています。

### ロ. 対象従業員等の報酬等の決定について

対象従業員等の報酬は、基本報酬である月額報酬と個別目標に対する実績に基づく賞与であり、その報酬は、業績への貢献度等を反映し決定しています。

## (3) 報酬委員会等の会議の開催回数

会議名	2016年度 開催回数
報酬委員会	1回

## 2. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

### (1) 「対象役員」の報酬等に関する方針

当社の株主総会では、当社の取締役及び監査役について、それぞれの報酬等総額の最高限度額を定めています。個々の取締役の具体的配分の決定については当社取締役会の決議に、

監査役の具体的配分の決定については監査役の協議に委ねています。なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、原則として報酬を支給しないものとしています。

業務執行取締役の個人別報酬等については、当社の取締役会における諮問決議に基づき親会社の報酬等諮問委員会で審議を行いその答申を受けて当社の取締役会において決定しています。社外取締役の個人別報酬等については、当社の取締役会における諮問決議に基づき当社の報酬等諮問委員会で審議を行い、その答申を受けて取締役会において決定しています。また、監査役の個人別報酬等については、監査役の協議により決定しています。

### (2) 「対象従業員等」の報酬等に関する方針

個別契約に基づき、基本報酬である月額報酬と実績に基づく賞与にて構成することとしております。

## 3. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性及び報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員のうち、取締役の報酬については、役位に応じた固定部分と、当社及び当社グループ全体の業績及び職務に応じた業績連動部分としています。

業績連動部分については、連結業績指標の目標に対する達成状況や財務の健全性等を勘案した上で決定され、当社及び当社グループ全体の経営目標の達成状況と職務の遂行状況等により、基準額に対して0%から200%の範囲で変動します。監査役の個人別報酬等については、監査役の協議により決定しています。

また、対象従業員等の報酬等の決定においては、業績結果を加味することを行っておりますが、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系にはなっておりません。

## 4. 対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（2017年3月期）

（単位：百万円）

区分	人数	報酬等の総額					
		基本報酬	賞与	株式報酬型ストックオプション	退職慰労金引当金	その他	
対象役員(社外役員を含む)	4	104	97	-	-	7	-
対象従業員等	0	-	-	-	-	-	-

## 5. その他、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。